

整備管理シート

施設整備や維持管理、利用者管理、モニタリング等を実施する場合には、整備や管理について具体的な資料が必要となる。このため、それぞれの区間について、施設（路面・木道整備、橋・渡渉点の対応、トイレ・携帯トイレブースの設置など）、管理（標識、ルートの規制、危険木の処理など）についてより具体的に記載した資料を作成している。最終的には、屋久島山岳部適正ビジョンの「7. 施設の整備と維持管理」を補完する巻末参考資料として「整備管理シート」とする。本資料は、主に登山道等管理者が使用することを想定している。整備管理シートのイメージを図1～図2に示した。

登山道区間ごとの施設整備・維持管理シート（5～10年後のあるべき姿を目指すための施設整備・管理方針・方策）（案）

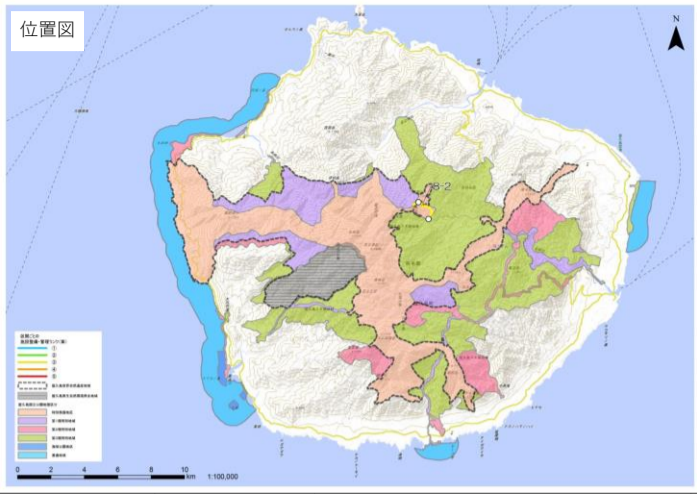

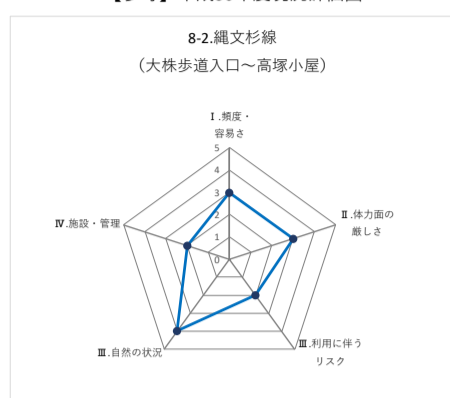
整備管理水準	区間番号	区間	公園事業執行者ほか
3	8-2	大株歩道入口～高塚小屋	縄文杉デッキ：環境省、植生保護デッキ：林野庁 歩道、縄文杉東屋、高塚避難小屋（付帯トイレ）、大株歩道入口トイレ（再掲）：鹿児島県 携帯トイレブース：環境省
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>位置図</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>区間図</p>  </div> <div style="width: 30%;"> <p>【参考】平成30年度現況評価図</p>  <p>※現状評価の数値とあるべき利用体験ランク・整備管理水準の数値とは意味が異なる</p> </div> </div>			
当該区間を通過するルート			
あるべき利用体験ランク	ルート		行程
3	1 荒川口～縄文杉往復 日帰り		
4	2 荒川口～縄文杉～白谷雲水峡 1泊		
	5 淀川入口～宮之浦岳～荒川口 1泊		
	29 淀川入口～宮之浦岳～白谷雲水峡～楠川歩道入口 1泊		
屋久島山岳部を利用する上で求められる事項 (屋久島の山の文化に対する配慮)			屋久島の山は、現代においても山岳信仰が受け継がれている「聖地」 屋久島の自然の厳しさを認識した上で、山への畏敬の念や感謝、遠慮の心を持っての利用が求められる
当該区間を通過するルートのあるべき利用体験ランク			3, 4
想定される利用体験の質			<ul style="list-style-type: none"> ・当該区間を通過するルートのあるべき利用体験ランクは3以上 ・行程は日帰り（一日）の登山経験者向けルート。 ・快適性よりも自然の雰囲気への保持が優先された登山道で、屋久島の自然を体感できる。 ・危険箇所には小規模の木道や階段が設置されるが、渡渉が必要な場合があり、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らの一定のリスク管理と行動判断が要求される。
利用者	想定される利用者	登山者	
	想定される行程	日帰り（一日） ※ただし、その先の区間を歩く場合には行程によって一泊	
	装備（靴）	登山靴（防水性が高く、足首がホールドされるもの）	
	登山装備 (悪天候時や道迷い等の際の備え)	一般的な登山装備（宿泊装備含む） 行程変更対策（非常食、エマージェンシーシート、ツェルト等） 道迷い対策（地図・コンパス・GPS） ヘッドライト、救急セット	
想定されるリスクと対策の方針	道迷い	道迷いの発生に関して一定のリスクを伴うが、自然の雰囲気への保持を優先させた整備・管理とする。	
	路面状況による転倒などのケガ	転倒の発生等に関して一定のリスクを伴うが、自然の雰囲気への保持を優先させた整備・管理とする。	
	荒天時のリスク (渡渉点の増水・大雨や霧による視界不良などによる行程変)	利用者自らの能力・装備・経験による対処を基本とし、既存の避難小屋や一部の休憩スペース以外に荒天時のリスクに対する整備は行わず、管理は必要最低限とする。	
利用の頻度・利用の容易さ	人との出会い（繁忙期を除く）	時々（1時間に数回程度）人に出会う。（普通の平日を想定） ※	
	アクセス	-	
環境	自然らしさ（人工物の状況）	安全性・快適性のための人工的な構造物が少なく、自然の雰囲気への保持が優先された環境とする。 ※ただし、現在、浸食防止や植生・根茎の保護を目的として、木道や木製階段等が整備されている。当該区間を通過するルートのあるべき利用体験ランクが3以上であることに鑑み、再整備の際には、浸食防止や植生・根茎の保護の目的を達成しつつより自然の雰囲気への保持を優先された環境とする。 ※なお、当該区間内には、過去に屋久杉を伐採した切り株などの歴史的な雰囲気が感じられる場所もある。	
	音	まれに人工音（自動車の走行音等）が聞こえる場合がある。 ※ただし、現在ほとんど人工音が聞こえることはない。	

図1 整備管理シート(区間8-2のイメージ)

8	施設の整備・管理	道の歩きやすさ（路面・木道の整備）	地面を歩くことを基本とし、特に滑りやすい部分や急傾斜等には必要に応じて小規模な木道を設置する。 ※ただし、現在、浸食防止や植生・根茎の保護を目的として、木道や木製階段等が整備されている。当該区間を通過するルートのあるべき利用体験ランクが3以上であることに鑑み、再整備の際には、浸食防止や植生・根茎の保護の目的を達成しつつより自然の雰囲気保持を優先された工法を検討する。	
		橋・渡渉点の対応	対策を行わないことを基本とし、渡渉が必要な場合がある。必要に応じてロープやワイヤーを設置する。 （渡渉の可否について利用者自らが判断することを基本とする）	
		ロープが必要な登坂・岩登り箇所への対応	対応を必要とする箇所はない。	
		トイレ・携帯トイレブースの設置	必要に応じて、区間内の要所に携帯トイレブースを設置する。設置の際は自然の雰囲気保持に配慮する。 ※ただし、山岳部のし尿量を減らすことを基本として入込者数のコントロールを前提としたものではあったが、荒川登山口～縄文杉ルートは、これまで既存トイレの補充的に携帯トイレの利用を進め、既存トイレが故障するなど何らかの事情で使用できないときは積極的に携帯トイレ利用を推進することとしてきた。当該区間の起点側には、森林軌道の終点である特殊性や利用上の必要性から、例外的にバイオトイレが整備されている。当該バイオトイレ（大株歩道入口の浄化循環式水洗トイレ（鹿児島県））は、必要に応じて改築及び補修しながら可能な限り継続使用し、利用上支障のないよう適切に管理する。 ※携帯トイレブース（環境省）は、翁杉・大王杉の上下・高塚避難小屋に設置されており、利用上支障のないよう適切に管理する。なお、翁杉・大王杉下・高塚避難小屋に設置されたものは現在仮設テントブースであるが、自然環境や利用状況等を踏まえ、木造ブースへの変更や位置の見直し等を検討する。 ※高塚避難小屋付帯の汲み取り式トイレ（昭和45年度整備）は、利用上支障のないよう適切に管理するとともに、必要に応じて補修を行うが、将来的な環境改善に向けて議論を深める。 ※当該区間を通過するルートのあるべき利用体験ランクが3以上であることに鑑み、現状以上にトイレは設置せず、ピーク時等トイレの受入れ容量を超過する分は、携帯トイレ対応とする。 【現在の喫緊の課題】 ・汲み取り式トイレは平成20年度から人肩によるし尿搬出が実施され、現地周辺に埋められることはなくなったが、搬出には継続的にコストがかかる	
		休憩施設・ベンチ	必要に応じて最低限の休憩スペースを設置する。 避難小屋やその周辺のスペースを利用する。 ※ただし、既に縄文杉デッキ（環境省）、植生保護デッキ（林野庁）、縄文杉東屋（鹿児島県）など休憩スペースが整備されていることから、現状以上の休憩施設設置は当面せず、利用上支障のないよう適切に管理し、必要に応じて改築及び補修しながら可能な限り継続使用する。	
		宿泊施設（避難小屋・野営場含む）	避難小屋、避難小屋周辺でのテント泊 ※整備管理水準3は「山での宿泊の想定なし。（緊急的にピバークする場合を除く）」となっているが、ルートあるべき利用体験ランク検討において、縄文杉を訪れる場合、日帰りではなく高塚避難小屋等を利用して宿泊する場合には、より深い利用体験を得ることができる（人の少ない静かな状況で縄文杉を見ることができ、など）とされた。 ※当該区間の終点には、既に高塚避難小屋が整備されており、現状以上に避難小屋は設置せず、必要に応じて改築及び補修しながら可能な限り継続使用し、利用上支障のないよう適切に管理する。	
		標識	案内（道の案内・地図等）	入口に設置（登山道のランクを明記して、注意喚起） ※当該区間に登山口を含まないため入口標識は設置しないが、荒川登山口などに明記する。 ※登山ルートのあるべき利用体験ランク等を明記し、登山者が自分に合ったルートを選択できるようにする。これらは作業部会等における議論の結果を踏まえて検討する
			道標	分岐点及び必要に応じて区間内に最低限の設置 ※ただし、分岐点（大株歩道入口、自然観察路分岐ほか）には設置済みであり、利用上支障のないよう、必要に応じて改築及び補修しながら可能な限り継続使用する。 ※当該区間を通過するルートのあるべき利用体験ランクが3以上であることに鑑み、標識を新設する際には、自然の雰囲気保持に配慮して、重複する内容の既設標識は撤去する。
			規制・注意	入口に注意点を明記。 必要に応じて規制・危険箇所に最低限の設置。 ※当該区間に登山口を含まないため入口標識は設置しないが、荒川登山口などに明記し、当該区間には必要に応じて規制・危険箇所に最低限の設置を行う。 ※標識を新設する際には、自然の雰囲気保持に配慮して、重複する内容の既設標識は撤去する。 ※危険箇所明示のための目印（テープ）は、誘導目的のものと同様のものを用いる。
			解説	特に優れた景観、特徴的な植物等、文化的施設等に関して、入口の案内標識等で解説する。 また、上記が存在する主な箇所に必要最低限の解説板を設置する。（整備の際は自然の雰囲気保持に配慮） ※当該区間には登山口を含まないため入口標識は設置しないが、荒川登山口などで解説し、当該区間での解説板の設置は作業部会での検討を踏まえ必要最低限とする。 ※標識を新設する際には、自然の雰囲気保持に配慮して、重複する内容の既設標識は撤去する。
		ルートの誘導・ルート外へ出ないようにするための規制	・ルートが明瞭な区間での誘導は行わない。 ・ルートが不明瞭な区間では、必要最低限の間隔で誘導のための目印（テープ等）が設置された状態とする。 ※当該区間のルートは明瞭であり、今後も必要最低限の目印等によりルートの誘導等を行う。	
		危険木（倒木や落枝の恐れのある木）の処理	必要に応じて簡易看板等による注意喚起を行う。	
		倒木の処理	巡視時に状況を確認する。 状況に応じて倒木の処理を行い、通行可能な状態とする。	
		草木の刈り払い	巡視時に状況を確認する。 自然の雰囲気保持を優先しつつ、必要に応じて必要な箇所の刈り払いを行い、通行可能な状態とする。	
巡視の頻度	1週間に1回程度実施			
【ランクを問わず必要な留意点】 ※1 利用体験ランクの設定は無雪期で荒天時を除いた天候での利用時を想定しており、降雪期・積雪期や荒天時には利用に伴うリスク（渡渉点の増水や視界不良、転倒のリスク等）が想定より高くなることに留意が必要である。 ※2 ランクを問わずヒルによる咬傷の可能性があるため、利用者に適切な対処をするように推奨する。				

図2 整備管理シート(区間8-2のイメージ)